

地方消費税率引上げ分における使途の明確化について

平成 26 年 4 月 1 日より消費税及び地方消費税の税率を引き上げるとともに、引上げ分の消費税及び地方消費税について、社会保障 4 経費（※1）に充てることとされた法律（※2）が制定されました。

引き上げ後の消費税率 10%のうち、地方消費税率は 2.2%となっており、このうち 1/2 が市町村に交付されております。本町では、令和 4 年度当初予算における地方消費税率分を 5 千 2 百万円と見込み、以下の事業に充当することとしています。

【歳入】地方消費税交付金（社会保障財源分） 52,000 千円

【歳出】社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費（一般財源） 152,302 千円

<社会保障 4 経費その他社会保障施策に要する経費>

（単位：千円）

区 分	事 業 名	事 業 費 (※3)	財 源 内 訳		
			特 定 財 源	一 般 財 源	
					うち消費税率 引上げ増収分
社 会 福 祉	障害者福祉事業	190,872	140,259	50,613	52,000
	高齢者福祉事業	13,809	3,325	10,484	
	児童福祉事業	67,849	45,349	22,500	
	母子福祉事業	4,713	185	4,528	
	小 計	277,243	189,118	88,125	
社 会 保 険	国民健康保険事業	32,708	19,776	12,932	
	介護保険事業	100	0	100	
	後期高齢者医療事業	24,472	18,353	6,119	
	小 計	57,280	38,129	19,151	
保 健 衛 生	高齢者等医療事業	37,019	9,115	27,904	
	疾病予防対策事業	18,378	1,256	17,122	
	小 計	55,397	10,371	45,026	
合 計		389,920	237,618	152,302	52,000

※1 消費税法第 1 条第 2 項に規定する経費であり、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費のこと

※2 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」

※3 事務費や事務職員の人件費を除く